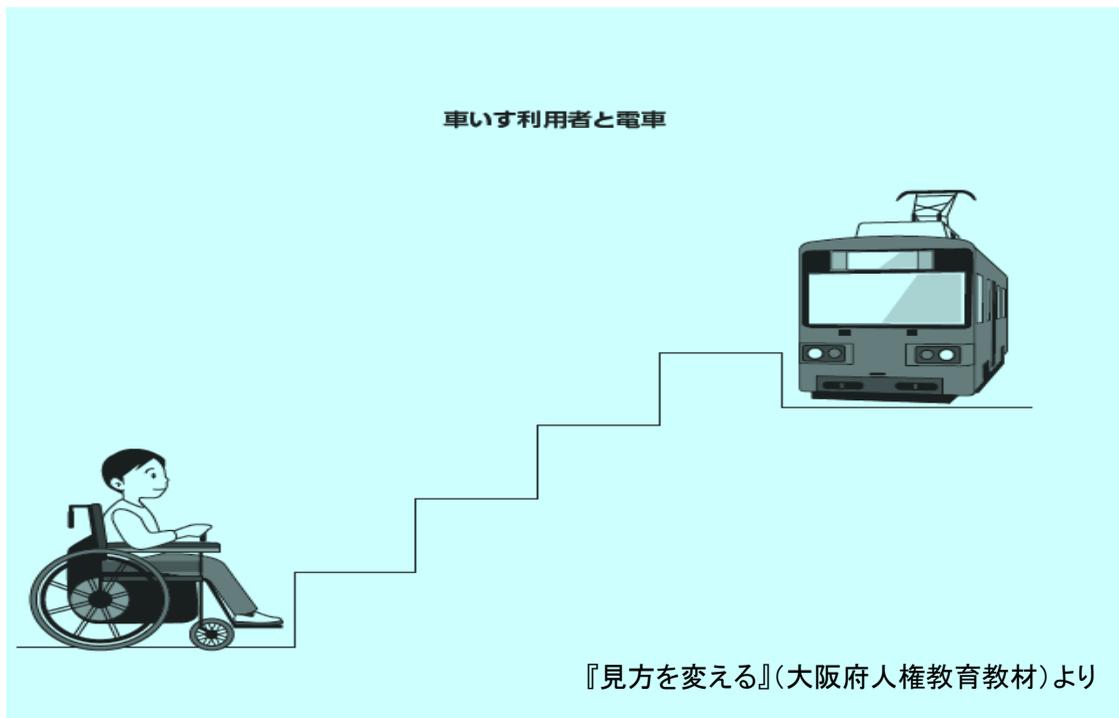




障害者差別解消法とは、どのような法律でしょうか？

「社会モデル」という考え方とは？ 障害を理由とした「不均等待遇」って何？ 差別の障壁をなくす「合理的配慮」とは？ これら三つの言葉は解消法のキーワードです。これらの考え方を理解するために、例を挙げ、皆さんと一緒に考えていきます。

◆◆◆ この人はどうして電車に乗れないのでしょうか？ ◆◆◆



- | | |
|---------------|---------------|
| A 足が不自由だから | B 歩くことができないから |
| C 介助する人がいないから | D エレベーターがあれば |
| E スロープがあれば | F その他の理由 () |

◎あなたは、どの考えに近いでしょうか？おとなりの方と話してみてください。

また他の理由があると思う方は、その理由についても話し合ってみてください。

ここで、「医学モデル」と「社会モデル」という2つの考え方を紹介します。上の意見は①②のどちらに当てはまりますか。()内にアルファベットを入れてみてください。

①医学モデル ()

②社会モデル ()

※医学モデルとは、障害者の社会参加に対する制限や制約の原因が個人の属性としての機能障害にあるとする考え方。

※社会モデルとは、何らかの機能障害をもつ人が抱える社会的な不利は社会的障壁によって生じているという考え方。

障害者差別解消法では、障害者の日常生活での不利な原因を社会の側のバリア（障壁）に求める「社会モデル」の考え方を採っています。

第2条では、障害者の「定義」を「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定め、この不利な原因となる「社会的障壁」を「障害があるものにとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」としています。さて、それでは、ここにいう社会的障壁とはどのようなことを指しているのでしょうか？

また、第7条・8条には、「障害を理由とする差別の禁止」と「社会的障壁の除去」が謳われています。つまり、障害を理由にする「不均等待遇」＝差別の禁止と、社会的障壁を除去するための「合理的配慮」を求めているのです。

事例 A

2017年6月、車いすで生活しているAさんは、関西空港でF社が運行する奄美行き飛行機に乗ろうとしたが、奄美空港は階段式タラップしかなく「歩けない人は乗れない」ということで、搭乗を断られた。Aさんは、同行者の手伝いで乗降すると伝え、奄美に行くことができた。ところが帰りの飛行機では、同行者の手伝いのもと「自力で階段昇降ができる」なら搭乗できると言われた。そこで、Aさんは、車いすを降り、腕の力でタラップをよじ登った。

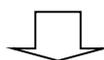
事例 B

視覚障害のあるBさんは、市立体育館のトレーニングコーナーの利用を申し込んだ。そこにはダンベル等の器具が置かれ、ストレッチ等をするコーナーがある。職員は、Bさんに、「ヘルパーか家族と一緒に来て説明を聞いてほしい」と伝えた。Bさんは説明を聞き、翌週1人で白杖をつけて、来館した。すると職員は驚いて、「ヘルパーを同行してほしい、ダンベルを落として誰かに当たったら、大変なことになります」と言って利用を拒んだ。

事例 C

電動車いすを利用するCさんは料理教室の体験レッスンに申し込んだ。料理を家で作れるようになりたいと、Cさんははりきっていた。ところが料理教室側は、「規定により車いす、杖を使用している方は参加できないことになっています。皆さまに安全に参加していただくために、ご理解ください」と言う。Cさんは、普段家で調理をしていること、十分安全に行えることなど伝えたが、規則をたてに参加を拒んだ。

あなたは上記事例をどのように考えますか。グループで意見を出し合ってみましょう。



- ①事例から自分が思ったことや考えたことを書いてみましょう。
- ②グループ内で、それぞれの意見を交流してみましょう。
- ③下記の参考資料を読んで、自分の考えがどう変わったか書いてみましょう。
- ④問題の解決のために自分たちができることをグループでまとめてみましょう。

【事例A】

大阪に帰ったAさんは、大阪府の相談窓口にご相談した。当該のF社は、国土交通省から厳重注意を受けた。その後F社は、搭乗時のアシストストレッチャーと階段昇降機を導入した。この事例では、障害者差別解消法にある、障害を理由としたサービスの利用を拒否すること等、「不当な差別的取り扱い」に当たるとされた。B社のその後の対応は、「合理的配慮」に当たる。（朝日新聞〈平成29年8月7日〉「ヒューマンライツ」NO358等、参照）

【事例B】

この事例を障害者差別解消法に照らすと、障害を理由とした「不当な差別的取り扱い」となる。「介助者をつけないとスポーツ施設を利用できない」という条件をつける点で、Bさんの権利を侵害している。Bさんは1人で利用したいし、実際にできるのである。体育館側は過剰なほど危険なケースを想定して拒否した。

【事例C】

この事例を障害者差別解消法に照らすと、障害を理由とした「不当な差別的取り扱い」となる。料理教室は、車いすユーザーの参加を想定しておらず、起こりうる「危険」を並べ、参加を拒否した。

Cさんは、相談機関に連絡し、調整の結果、料理教室も態度を改め、謝罪し再発防止の研修を約束した。

※事例B・Cは、松波めぐみ「『対話』を想定できないところで差別は起きる」『ヒューマンライツ』NO357より参照

障害者差別解消法に事例を照らすと

◎「不当な差別的取り扱い」の禁止例（法的義務）

- 障害を理由に、窓口での対応を拒んだり、順番を後回しにする。
- 障害を理由に、資料やパンフレットの提供、説明会などへの出席を拒む。
- 必要がないのに、介助者の同行を求める。

◎「合理的配慮」の提供例（行政機関は法的義務、事業所は努力義務）

- 車いす利用者のために、段差に携帯スロープを設置する。
- 筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーションで意思疎通の配慮。
- 障害の特性に応じたルール・慣行の柔軟な変更を行う。

内閣府「合理的配慮等具体例」より

長崎県は平成26年4月、障害による差別を禁止する「障害のある人もない人もともに平和に生きる長崎県づくり」条例を施行しました。この条例では、第9条で、福祉・医療・労働・教育・交通機関等々での差別の禁止を謳い、具体例を提示しています。

県人権教育・啓発センターだより

新しく入荷したDVDや図書を紹介します。

《DVD》「タイトル」（テーマ/対象/時間）

- ・「BRIGTE（ブライト）」（同和問題/生徒・一般/30分）
- ・「誰もがその人らしくーLGBTー」（性的マイノリティ/企業・一般/20分）
- ・「ウェルカム！ー外国人の人権ー」（外国人/企業・一般/16分）
- ・「ヒーロー」（人権全般/一般/34分）
- ・「人権のヒント地域編『思い込み』から『思いやり』へ」（人権全般/企業・一般/25分）
- ・「シリーズ映像で見る人権の歴史 第6巻日本国憲法と部落差別」（同和問題/小学生から/17分）

《図書》「タイトル」（著者/出版社）

- ・「現場で役立つ！セクハラ・パワハラと言わせない部下指導 グレーゾーンの裁き方」（鈴木瑞穂 著/日本経済新聞出版社）
- ・「ヘイトスピーチ『愛国者』たちの憎悪と暴力」（安田浩一 著/文春新書）
- ・「差別の現在 ヘイトスピーチのある日常から考える」（好井裕明/平凡社新書）
- ・「学校を改革する 学びの共同体の構想と実践」（佐藤学 著/岩波ブックレット）
- ・「つながりを煽られるこどもたち ネット依存といじめの問題を考える」（土井隆義 著/岩波ブックレット）
- ・「合理的配慮 対話を開く、対話が拓く」（川島聡 飯野由里子 西倉実季 星加良司 著/有斐閣）
- ・「同性婚 私たち弁護士夫夫（ふうふう）です」（南和行 著/祥伝社新書）
- ・「境界を生きる 性と生のはざままで」（毎日新聞「境界を生きる」取材班 著/毎日新聞社）
- ・「先生と親のためのLGBTガイド もしあなたがカミングアウトされたなら」（遠藤まめた 著/合同出版）
- ・「パートナーシップ・生活と制度 結婚、事実婚、同性婚」（杉浦郁子・野宮亜紀・大江千束 編著/緑風出版）
- ・「LGBTのひろば（こころの科学）」（大塚隆史・城戸健太郎 著/日本評論社）
- ・「部落問題と向き合う若者たち」（内田龍史 編著/解放出版社）
- ・「ガイドブック部落差別解消推進法」（奥田均 著/解放出版社）
- ・「冬枯れの光景 部落解放運動への黙示的考察（上・下）」（谷元昭信 著/解放出版社）
- ・「インターネットはなぜ人権侵害の温床になるのか ネットパトロールがとらえたSNSの危険性」（吉富康成 編著/ミネルヴァ書房）

長崎県人権教育啓発センター
（県人権・同和対策課内）

〒850-8570

長崎市尾上町3-1 県庁内

TEL 095-826-2585 FAX 095-826-4874

開館：平日、土曜、日曜（午前9時～午後5時まで）

休館：祝日、振替休日、年末年始

長崎県人権・同和対策課

検索

